

①協定の名称・目的（1条）

■協定の名称

『御堂筋本町北地区 広告・サインに係る地域ルール』

■目的

本地域ルールは、「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン」を踏まえ、広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定め、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図る。

②協定の基本的な考え方

＜地域ルールを検討していく際の視点＞

- ・ガイドラインの詳細化により、判断基準を明確化
- ・地域での合意形成を図るための事例・イメージ共有

＜地域ルール策定の取り組み方針＞

- ・地域ルール運用の枠組みを整理
- ・市の指導・運用実態を地域と共有
- ・地域ルールとして明文化

③経緯と今後の計画

- ・2014年1月 御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区-ver.1－ 策定
- ・2018年3月 地域景観づくり推進団体認定
- ・2018～2019年 広告サインに係る地域ルール検討（アドバイザー派遣）
- ・2020年1月 地域景観づくり協定認定請求
- ・2020年夏頃 運用開始（予定）

④協定の対象区域（2条）

土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域（土地所有者等：56）



御堂筋本町北地区・地域景観づくり協定（広告・サインの地域ルール）について

■まちづくりの方針（第3条）

対象の分類	特色
主に低層部に配置されるもの ・壁面広告 ・窓面広告、ウインドウディスプレイ ・袖看板、バナーフラッグ、オーニング等	・歩行者の目線に近いもの ・期間限定でPRするもの ・面積が大きくなりにくいもの
来街者の利便性に資するもの ・低層部のビル名、テナント名、壁面広告 ・案内板、集合サイン等	・歩行者の目線に近いもの ・歩行者の認知を助けるもの
主に中高層部や、通りと直角に配置されるもの ・中高層部のビル名、テナント名 ・壁面広告 ・袖看板、バナーフラッグ	・遠方から視認しやすいもの ・繰り返し配置されるもの ・面積が大きくなりやすいもの ・人目を引きやすいもの

重視する視点	ルールの基本的な考え方
にぎわいを演出する	・節度あるデザイン性の高い広告・サインとする ・低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保する
わかりやすくする	・掲載情報を整理する ・目につきやすい場所に設置する ・歩行者にとってわかりやすいサインとする
景観を整える	・ビル意匠と一体的にデザインする ・掲出位置、大きさ、形状を整える ・周辺との調和に配慮する

■ルールを適用する対象

<対象となる広告物等>（第4条）

民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの、建築物低層部の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向けて掲出するもの

<対象行為>（第4条）

広告物等の設置、増設、表示の変更、移設、改造

<カテゴリ毎の対象と基準の記載>

カテゴリ	対象	協定（設置基準）
壁面に掲出するもの	ビル名・テナント名等、壁面広告	第7条
建物から突出するもの	バナーフラッグ、袖看板（ブラケット）、オーニング	第8条
窓面（ガラス面）に掲出・設置するもの	ガラス面に直接貼り付けるもの、ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示するもの	第9条
地上に設置するもの	案内板・サイン	第10条
期間限定広告物	暫定利用・イベント対応時	第11条

■設置基準等

・協議や審査を行う上での判断基準として基準を設ける（第5条）

<共通基準>（第6条）

- ・形態や意匠、設置位置等は、周辺のまちなみや建築物と調和をとる
- ・掲出数や情報量を抑え、商品等の直接的、過剰な表現を避ける
- ・集約して設置し、複数設置する場合は、まちなみとしての統一感が演出されるよう配慮する
- ・色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える

御堂筋本町北地区・地域景観づくり協定（広告・サインの地域ルール）について

■ ルールの内容・設置基準の考え方（第5条）

御堂筋デザインガイドライン

+

景観計画の基準を準用（指導・運用実態）



協定とマニュアルに
明文化

■ 主な設置基準（第6条～11条）

サインの色彩・大きさ

低層部におけるビル名・テナント名等のサインは、来街者の認知をサポートし、企業と顧客のアイデンティティの共有につながるものでもある。

【現状】

・原則、切文字や箱文字として指導。高彩度の利用を抑えるため、彩度6を超える場合は色の反転表示や、バックパネルを設置する場合は、パネルの大きさの1/5以内での掲示範囲を指導。

【地域ルールの考え方】

- 良質なデザインとすることを前提に、具体的な数値基準を設定、運用していく
 - 一文字の大きさ：40cm四方以下
 - バックパネルの面積：10㎡以下
 - 彩度6を超える色彩の面積：2.5㎡以下（マニュアルより）



窓面（ガラス面）利用広告物

窓面内外に関わらず景観への影響は同等のため、基準は必要だが、歩く楽しみやにぎわい創出に資するものを誘導する。

【現状】

・低層部壁面はガラス主体の透過性のある構成を誘導している。ガラス面内側については屋外広告物に該当しないが協議対象となっており、切文字のみ可として運用。

【地域ルールの考え方】

- 原則切文字として見通しを確保（第9条）
- 内側に近接して掲出し、沿道の通行者に向けて掲示するものは、形状や掲出位置を揃え、色彩等に配慮することを前提として、パネルやウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を認めていく（第9条）



地上広告物の設置

【地域ルールの考え方】

- 歩行者の妨げにならないよう目につきやすい場所に設置し、ヒューマンスケールを超えない大きさとしている。大規模複合施設などで、情報量が多いため、適切な大きさ・情報量で分節し、複数で構成する場合は、統一されたデザインとするとする。（第10条）

期間限定広告物の掲出

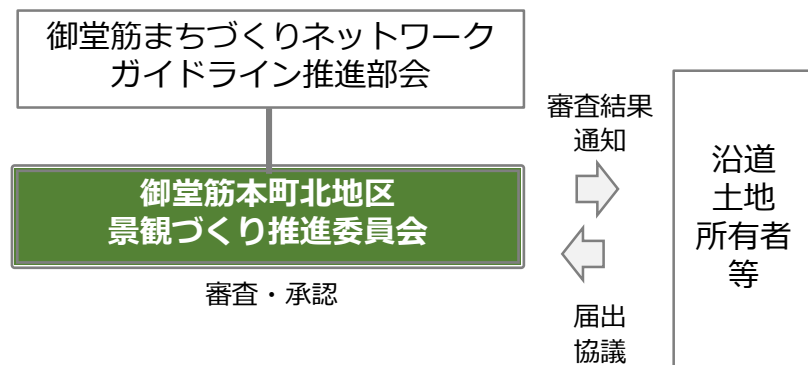
【地域ルールの考え方】

- 歩く楽しみを演出するため、地域イベントの開催と連携した期間限定広告物など、沿道全体での賑わい創出に資する場合は、設置基準を踏まえつつ、設置期間等について柔軟に扱う。（第11条）
- 一般的な期間限定広告物は重点届出区域の規定を参照。地域イベントとの連携広告（壁面後退部分の使用行為に伴うもの）については、柔軟な対応を検討（マニュアルより）

御堂筋本町北地区・地域景観づくり協定（広告・サインの地域ルール）について

（第12条～14条、手続要綱）

■ 審査体制



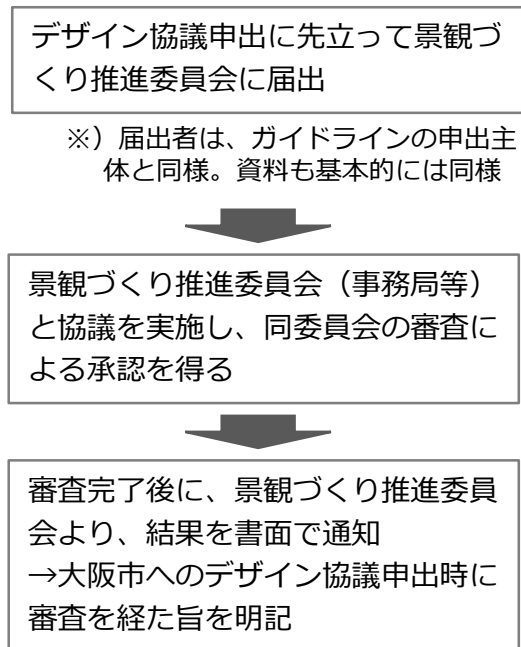
＜景観づくり推進委員会の役割＞

- ①協定の協議対象となる案件の審査、承認
- ②協定の見直し案の作成
- ③運用に必要な各種規定やマニュアル等の作成、見直し
- ④地域景観づくり協定に関連する手続き
- ⑤その他、本協定の目的実現に必要な事項

＜土地所有者等の役割・義務＞

- ・行為の届出と協定に基づく協議の実施
- ・土地等の権利を移転した場合は、周知・承継させる義務
- ・土地所有者等は、テナント等の占有者に本協定を遵守させるよう努力

■ 協議フロー



参考（審査基準・審査用ツール）

